

(平成22年8月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	43 件
国民年金関係	18 件
厚生年金関係	25 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年2月、同年3月及び58年6月から59年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和54年1月から56年3月まで
② 昭和58年6月から59年3月まで
③ 昭和59年6月から60年9月まで
④ 昭和61年4月から62年1月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

申立期間①については、昭和56年2月の婚姻後、義父が私の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ってくれた。義父から「何十万円払った。」と聞き、申し訳なく思った記憶がある。

申立期間②、③及び④については、私自身が納付書によりA市役所B地区事務所（現在は、A市C区役所D出張所）又は金融機関において保険料を納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録により、昭和56年8月ごろに払い出されたものと推認でき、この時点では、54年1月から同年6月までの期間は時効により保険料を納付することができない。

また、申立期間①の保険料を納付したとする申立人の義父は、既に亡くなっており、具体的な納付状況等が不明である上、時効前の期間に係る保険料をまとめて過年度納付した場合の保険料額は、申立人がその義父から聞いた

とする納付金額と大きく相違している。

しかしながら、申立人が所持する昭和 56 年の「給与所得の源泉徴収票」の内容を転記したメモには、国民年金に係る社会保険料控除額として、申立期間①の一部を含む同年 2 月から 57 年 1 月までの保険料合計額に相当する金額の記載が確認できる。

また、申立人の夫、義父及び義母は、国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、納付意識が高かったものと認められることから、納付意識の高い申立人の義父が、申立期間①のうち、婚姻後の昭和 56 年 2 月及び同年 3 月の申立人の保険料を過年度納付したと考えても不自然ではない。

- 2 申立期間②について、申立人が所持する昭和 58 年の「給与所得の源泉徴収票」には、国民年金に係る社会保険料控除額として、申立期間②の一部を含む同年 2 月から 59 年 1 月までの保険料合計額に相当する金額の記載が確認できる。

また、申立人の申立期間②直後の期間の保険料は納付済みであること、及び申立期間②前後の申立人の生活状況に大きな変化は見受けられないことを考慮すると、申立人が申立期間②の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

- 3 申立期間③及び④について、申立人は、「当時、夫は口座振替で保険料を納付していたが、自分は納付書を持って市役所又は金融機関において保険料を納付していた。」としており、申立人及びその夫に係る保険料の納付方法が相違する上、納付状況に関する申立人の記憶も曖昧である。

また、申立期間③及び④の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 2 月、同年 3 月及び 58 年 6 月から 59 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から58年12月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

母が私の国民年金加入手続及び保険料納付を行ってくれたはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身の国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとするその母は既に亡くなっているため、具体的な納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録により、昭和61年*月ごろに払い出されたものと推認でき、この時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない。

しかしながら、オンライン記録により、申立期間直後の昭和59年1月から60年3月までの保険料が過年度納付されたことが確認できる上、同年4月から厚生年金保険の適用事業所に勤める平成2年8月までの保険料もすべて納付済みである。

また、申立人の保険料を納付したとするその母は、申立期間を含む国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、納付意識が高かったものと認められることから、納付意識の高い申立人の母が、申立人の国民年金手帳記号番号の払出し時点において、申立期間のうち、時効前の昭和58年10月から同年12月までの保険料を過年度納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月から同年6月までの期間及び57年10月から58年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から48年3月まで
② 昭和51年4月から同年6月まで
③ 昭和57年10月から58年3月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できないとの回答を受け取った。

すべての申立期間の国民年金保険料は祖父が捻出し、母が納付してくれたはずであるので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②は3か月と短期間である上、申立期間②の前後の期間の保険料は、特殊台帳及びA市役所作成の国民年金被保険者名簿により、現年度納付されていることが確認できることから、申立人の母が申立期間②の保険料を納付していたものと考えるのが自然である。

2 申立期間③については、その直後の昭和58年4月から同年9月までの保険料を59年9月18日に過年度納付していることがA市役所作成の国民年金被保険者名簿から確認でき、この時点では、申立期間③の保険料は過年度納付が可能であったことから、申立人の母が申立期間③の保険料を納付していたとしても不自然ではない。

3 申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金受付処

理簿により、昭和48年4月30日にその弟と連番で払い出されたことが確認でき、この時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとするその母は、「B地在住時は、国民年金保険料を納付した記憶は無い。」としている上、C地在住時に同居していた申立人の義姉は、「私が結婚した昭和42年ごろは、D家では、誰も国民年金保険料を納付していなかったと思う。」としており、事実、申立人の申立期間当時、同居していた家族は国民年金に加入していないことから、納付していなかったものと考えられる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点においては、過年度納付及び特例納付により申立期間の保険料をさかのぼって納付することは可能であったものの、保険料を納付していたとするその母は、「保険料をさかのぼって納付した記憶は無い。」としていることから、過年度納付及び特例納付により納付したとは考え難い。

加えて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額（22万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間②に係る標準報酬月額の記録を22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立期間②の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年10月31日から同年12月まで
② 平成2年5月1日から同年7月1日まで
③ 平成10年12月10日から11年1月1日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち申立期間①、及びC社に勤務した期間のうち申立期間③がいずれも、厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

私は、給与明細書を保管しており、間違いなく厚生年金保険料が控除されているので、年金記録を訂正してほしい。

また、D社に勤務した期間のうち、申立期間②の標準報酬月額が19万円となっているが、給与からは標準報酬月額22万円相当の厚生年金保険料が控除されているので、調査の上、標準報酬月額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人が保管する平成2年5月分及び同年6月分の給与明細書から、その主張する標準報酬月額（22万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明

らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間①について、B社は、「申立人に係る資料は保存していないため、申立人がいつまで当社に勤務したかは不明である。」と回答している上、オンライン記録から、申立人がA社において、厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和53年10月31日直後に資格を取得した従業員のうち、連絡先を確認することができた5人に照会したがいずれも、「申立人のことは知らない。」と証言していることから、申立期間①における申立人の勤務実態は確認できない。

また、申立人が所持するB社に係る雇用保険被保険者離職票の「離職年月日」欄には、昭和53年10月30日と記載されていることが確認でき、これは申立人に係る同社における雇用保険の記録と一致する。

さらに、申立人は、A社における給与支払明細書のうち、昭和52年3月分から同年9月分までのもの、及び同年11月分から53年11月分までのものを保管しているところ、当該期間分の給与支払明細書において、給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、明細書の保管が無い52年10月分についても、保険料が控除されていたことがうかがわれ、申立人は、同社勤務期間中、21か月分の厚生年金保険料が給与から控除されていることが推認できる一方、オンライン記録から、申立人は同社において、同年3月10日から53年10月31日まで、厚生年金保険に加入していることが確認でき、その被保険者月数は19か月である。

このことについて、B社は、「資料が無く、給与体系も異なっている上、当時の担当者も在籍していないため答えることができない。」と回答していることから、申立人の同社勤務期間における厚生年金保険の適用状況について確認することができず、同社は、申立人の給与から、上記被保険者月数より2か月多い21か月分の厚生年金保険料を誤って控除したことがうかがえる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①において、A社における厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

- 3 申立期間③について、雇用保険の記録から、申立人のC社における離職日は、平成10年12月9日であることが確認できるところ、申立人自身も同日ごろに退職したとしており、上記離職日は、申立人の同社における厚生年金

保険の資格喪失日の前日と一致していることが確認できる。

さらに、申立人が保管する給料明細書（平成10年12月分）において、1か月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できるが、このことについてC社は、「厚生年金保険料は当月の給与から控除している。」と回答していることから、事業主は、平成10年12月の厚生年金保険料を誤って控除したことがうかがえる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間③において、C社における厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和35年11月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年11月21日から36年4月14日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、A社で勤務していた期間のうち、申立期間が、厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

国（厚生労働省）の記録では、A社における資格取得日が昭和36年4月14日となっているが、私は、同社に35年11月21日から勤務したと記憶しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、A社を退社した後に勤務した、B団体が保管する申立人に係る履歴書の記載内容、及び申立人がA社に就職した際の詳細な記憶から、申立人は、昭和35年11月21日から、同社に勤務していたことが推認できる。

また、A社の元事業主及び複数の社会保険事務担当者は、同社における従業員の厚生年金保険への加入方針について、「全員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていた。」と証言しており、当該元事業主は、申立人の申立期間について、「給与から厚生年金保険料を控除した。」と回答している。

さらに、申立人が自分と同じ事務の仕事をしていたとして氏名を挙げる従業員4人はいずれも、その証言内容から、A社への入社と同時に厚生年金保険に加入していることが推認できる上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間及びその前後に、同社において厚生年金保険被保

険者資格を取得していることが確認できる従業員6人のうち5人は、「A社への入社時期と同社における厚生年金保険の加入時期は一致している。」と証言している。

加えて、オンライン記録から、申立人は、昭和36年4月14日に、A社において、厚生年金保険に加入していることが確認できるところ、申立人と同じ事務の仕事をしていた従業員二人の証言から、申立人の申立期間と厚生年金保険被保険者期間との間で、申立人の業務内容や雇用形態等に変化は無いことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和36年4月の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は、昭和19年5月24日であり、資格喪失日は、20年5月3日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、40円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年2月から20年4月29日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が、厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

申立期間中は、B地方に所在するA社に勤務していたが、当時の同僚は、同社で厚生年金保険に加入しているようなので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、申立人が同社に勤務していた当時の同僚として氏名を挙げた人物が、厚生年金保険に加入していることが確認できる上、その同僚も申立人を記憶していることから、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

また、A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、氏名及び生年月日が申立人の旧姓名及び生年月日と同一である者が、昭和19年5月24日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、20年5月3日に資格を喪失していることが確認できる。

さらに、上記被保険者記録を管理する厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、基礎年金番号に統合されておらず、現在、当該被保険者記録は該当者がいない記録となっている。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和19年5月24日に被保険者資格を取得した旨の届出及び20年5月3日に被保険者資格を喪失した旨の届

出を事業主が社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和19年5月の健康保険労働者年金保険被保険者名簿の記録から、40円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、昭和17年2月から19年5月24日までの期間について、事業所整理記号索引簿によると、A社は18年4月13日に厚生年金保険の適用事業所になっており、同年4月12日以前の期間については適用事業所でないことが確認できる。

また、A社は既に厚生年金保険適用事業所ではなくなっており、当時の事業主の所在も不明である上、上記同僚からは申立人の勤務期間について具体的な証言は得られないことから、申立期間のうち、昭和17年2月から19年5月24日までの期間について、申立人が同社で勤務していたことが確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和17年2月から19年5月24日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の算定の基礎となる標準賞与とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間①の標準賞与額に係る記録を27万円、申立期間②を24万円、申立期間③を26万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月23日
② 平成19年8月12日
③ 平成19年12月23日

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、平成18年12月、19年8月及び同年12月の賞与に係る記録が無いことが分かった。

事業主は、賞与支払届の提出を忘れていたことを認めているので、標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の標準賞与額の記録の訂正を申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、申立人が所持する賞与支払明細書に記載された申立人に係る賞与額から、申立期間①は27万円、申立期間

②は24万円とし、申立期間③については、当該明細書に記載された申立人に係る厚生年金保険料控除額から、26万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、いずれの申立期間についても、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①、②及び③に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和62年6月26日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年5月26日から同年6月26日まで
② 昭和55年11月から62年5月まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

雇用保険被保険者離職票の離職年月日は、昭和62年6月25日となっているので、申立期間①を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

また、その後、「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間②の標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与額よりも低い額となっていることが分かった。

申立期間②当時は、A社からB施設に派遣されて電気工事に従事し、給与額は20万円から30万円であったことは間違いないので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人から提出された雇用保険被保険者離職票の記録から、申立人が当該期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、当時の社会保険事務担当者は、「毎月20日の給与締め切り後、同月内に退職する者について、保険料を控除し、本人にその保険料を返還していなかったかもしれない。申立人が退職した月の給与から厚生年金保険料を控

除しなかったとは断言できない。」と証言しているところ、申立人と同様に、A社からB施設に派遣されて電気工事に従事し、退職日が昭和57年2月20日である同僚から提出された同年2月分の給与明細書から、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和62年4月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②について、申立人は、「申立期間②当時の給与額は20万円から30万円であった。」と主張しているところ、A社の元事業主は、「当社からB施設に派遣し、電気工事に従事した申立人を含む社員4人の給与は、基本給プラス出来高給であったが、社員の給与手取り額が減らないように、基本給15万円を報酬月額として社会保険事務所に届け出て、給与からは、同額に基づく保険料を控除していた。なお、当該社員4人を全員同じ取扱いにしていた。」と証言しており、同社が加入するC厚生年金基金から提出された申立人に係る加入員台帳異動記録においても、申立期間②中の標準報酬月額は15万円であることが確認できる。

また、上記4人のうち1人から提出された給与明細書のすべてにおいて、標準報酬月額15万円に基づく厚生年金保険料が、給与から控除されていることが確認できることから、申立人も同様に、申立期間②中は、15万円に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことがうかがえる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、当該期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和20年10月12日、資格喪失日に係る記録を同年12月20日とし、当該期間の標準報酬月額を120円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人は、当該期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和21年6月16日、資格喪失日に係る記録を同年12月4日とし、当該期間のうち21年6月から同年9月までの標準報酬月額を270円、同年10月及び同年11月を420円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年10月12日から同年12月20日まで
② 昭和21年6月16日から同年12月4日まで

年金記録問題が話題となり、社会保険事務所（当時）で自分の年金記録を調べてもらったところ、申立期間①及び②が船員保険被保険者期間となっていないことが分かった。

船員手帳には、申立期間①及び②における乗船記録が記載されているので、申立期間を船員保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する船員手帳によると、申立人は、いずれの申立期間においても、B社（現在は、C社）を船舶所有者とするD丸に、機関員として乗船していたことが確認できる。

また、オンライン記録から、上記船員手帳において、申立人がB社を船舶所

有者とする船舶に乗船している期間は、D丸に乗船していた申立期間①及び②を除いて、いずれの期間も船員保険の被保険者となっていることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間①及び②に乗船していたB社を船舶所有者とするD丸について、社会保険庁年金保険部業務第二課（当時）が発行した「戦時加算該当船舶名簿」において、船舶所有者名が「E」であるD丸の備考欄に「(運)」という記号が記載されていることが確認できるが、当該記号について、日本年金機構F年金事務所は、「A事業所という意味である。」と回答していることから、当該船舶は、同社が船舶所有者であるものの、当時、A事業所に管理されていた船舶であり、船員保険関係業務はA事業所が行っていたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②において、A事業所における船員保険の被保険者として、当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持する船員手帳の記載から、申立期間①は120円、申立期間②のうち、昭和21年6月から同年9月までは270円、同年10月及び同年11月は420円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後に被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ったとは考え難いことから、事業主から被保険者資格の取得及び喪失に係る届出が行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間①及び②の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA社における標準賞与額に係る記録を5万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年4月27日

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社から支給された、平成19年4月分賞与の記録が無いことが分かった。

私は、当時の賞与明細書を保管しており、間違いなく厚生年金保険料が控除されているので、申立期間の標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する平成19年4月分賞与明細書により、申立人は、申立期間において、標準賞与額5万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められる。

なお、事業主が当該賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの当該賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年9月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年9月から同年11月まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が未加入とされていた。改めて、国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の国民年金加入記録が確認できなかったとの回答を受け取った。

私は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付の記憶がはっきりとあるわけではないが、持病があり通院しなければならないことから、平成2年9月にA商店を退職した後、B市役所（現在は、C市D区役所）において国民健康保険の加入手続を行い、その際、国民年金の加入手続も行い、保険料は送られてきた納付書により金融機関において納めたはずである。

申立期間以外の国民年金加入期間はすべて納付済みとなっており、申立期間が未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、持病があり通院をしなければならないことから、申立期間に係る国民健康保険の加入手続を行い、併せて国民年金の加入手続も行ったとしているが、実際のところ、その記憶は明確でないとしている。

また、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録（1）」欄には、申立期間に係る被保険者記録の記載が無い上、申立人は、他の年金手帳を所持していた記憶も無いとしている。

さらに、B市役所作成の国民年金保険料検認全リスト及び検認票には、申立期間に係る納付記録が確認できない。

加えて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は

無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成17年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年4月

「ねんきん定期便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

私は、平成17年2月に会社を辞め、同年5月にA市からB市に転居し、別の会社に再就職したが、年金の手續に詳しい私の妻は、B市役所において国民年金の加入手續を行い、夫婦二人分の申立期間の保険料を郵便局又は銀行において一緒に納付したはずである。

申立期間は、私の妻の保険料は納付済みとなっており、私の保険料のみが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料をB駅周辺の郵便局において納付したとしているところ、事実、申立期間におけるその妻の保険料は、株式会社C銀行の保管する領収（納付受託）済通知書控により、平成17年8月31日にD郵便局において納付されたことが確認できるものの、申立人の領収（納付受託）済通知書控は確認できない。

また、申立人及びその妻は、当初、夫婦二人分の保険料を一緒に納付したと主張していたが、「別々に納付したかもしれない。」と主張を変えるなど保険料納付に係る記憶が曖昧である。

さらに、申立人の妻は、「夫の再就職先の会社から発行された平成17年の源泉徴収票には、納付した国民年金保険料の金額が計上されていない。」としている。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年8月、54年7月、同年8月、55年7月、56年4月、同年7月、同年8月、57年3月、58年4月から59年3月までの期間、同年8月、60年4月、同年8月及び61年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年8月
② 昭和54年7月及び同年8月
③ 昭和55年7月
④ 昭和56年4月
⑤ 昭和56年7月及び同年8月
⑥ 昭和57年3月
⑦ 昭和58年4月から59年3月まで
⑧ 昭和59年8月
⑨ 昭和60年4月
⑩ 昭和60年8月
⑪ 昭和61年1月

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が未加入とされていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の国民年金加入記録が確認できないとの回答を受け取った。

私の国民年金の加入手続は、昭和53年8月ごろにA市役所において母が行った。保険料の納付方法については、既に母が亡くなっているために不明であるが、生前、母から、「勤務と勤務との無職の期間に、国民年金保険料を納付していた。」と聞いていたので、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申

立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとするその母は、既に亡くなっているため、加入状況及び納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳番号総括払出簿により昭和61年3月1日以降に払い出されたことが確認でき、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄には、被保険者となった日が「昭和61年3月31日」と記載されている上、A市役所作成の国民年金被保険者名簿においても、同年3月31日を資格取得日として強制加入したことが確認できることから、申立期間は未加入期間であり、納付書が発行されず保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年8月から平成元年10月までの期間、5年11月、6年3月、同年7月、同年9月及び7年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年8月から平成元年10月まで
② 平成5年11月
③ 平成6年3月
④ 平成6年7月
⑤ 平成6年9月
⑥ 平成7年3月

「ねんきん定期便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間①は国民年金に未加入であり、申立期間②から⑥までは保険料の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

国民年金の加入手続は、昭和59年8月ごろ、妻がA市役所において行い、母又は妻が家族4人分の保険料をA市の集金人に毎月納付していた。

申立期間①は、一緒に納付していた両親及び妻が納付済みであり、申立期間②から⑥までは、両親が納付済みとなっていることから、私の申立期間①が未加入とされ、申立期間②から⑥までが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録により、平成元年11月1日を資格取得日として同年11月ごろに払い出されたものと推認できる。

また、申立人が所持する年金手帳及びA市役所作成の国民年金被保険者名簿には、国民年金の資格取得日が平成元年11月1日と記載されている上、

申立人及びその妻は、他に国民年金手帳記号番号が記載された年金手帳を見た記憶が無いとしている。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号が払い出された形跡は見当たらないことから、平成元年 11 月ごろに国民年金の加入手続を行った際、遡及して国民年金の資格取得日を厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和 59 年 8 月としなかったものと推認でき、申立期間①は国民年金の未加入期間であることから、納付書が発行されたものとは考え難い。

2 申立期間②から⑥までについて、申立人及びその妻の申立期間②から⑥の期間を含む平成 5 年 11 月から 7 年 3 月までの期間の保険料は、オンライン記録により、未納であったものの、納付済期間については、過年度納付が行われたことが確認できる。

また、申立人及びその妻の上記納付済期間の保険料は、オンライン記録により、平成 8 年 1 月 23 日以降、おおむね毎月、一か月分ずつ過年度納付されたことが確認できる一方、申立人の両親の 5 年 11 月から 7 年 3 月までの保険料は、オンライン記録により現年度納付されたことが確認できることから、申立人及びその妻と申立人の両親は、保険料を別々に納付していたものと考えられる。

さらに、申立人及びその妻の上記納付済期間の保険料は、オンライン記録により、時効により保険料を納付できなくなる直前に納付されたことが確認できる上、申立人の保険料を納付したとするその妻も申立期間②から⑥までの期間の保険料が未納となっている。

3 申立期間①から⑥までの保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 3 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 3 月から同年 6 月まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が未加入とされていた。改めて、国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の国民年金加入記録が確認できなかったとの回答を受け取った。

私は、昭和 62 年 4 月から平成 4 年 3 月までの間、公立学校の臨時職員として毎年、繰り返し期間雇用され、雇用期間中は厚生年金保険に加入していたが、雇用期間が終了すると国民年金に加入し保険料をいつも払っていた。申立期間については、父が私の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれたはずであり、申立期間が未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとするその両親は、既に亡くなっているため、具体的な納付状況等が不明である。

また、申立人は、「父から保険料の納付状況について何も聞いておらず、申立期間当時、自身の年金手帳を見た記憶も無い。」としている。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年12月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年12月から58年3月まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が未加入とされていた。改めて、国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の国民年金加入記録が確認できなかったとの回答を受け取った。

私は、昭和54年*月に20歳になったことから、母に国民年金の加入を勧められ、私は母と一緒に最寄りのA市役所B出張所に出向き、国民年金の加入手続きを行い、その際、年金手帳を交付された。

私は、当時、大学生で保険料を納付できなかったため、私の親が保険料を納付してくれた。このため、申立期間が未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年*月に20歳になったのを契機として、その母と一緒に最寄りのA市役所B出張所に出向き、国民年金の加入手続きを行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により59年1月27日に払い出されたことが確認できる上、申立人が所持する年金手帳には、国民年金の「初めて被保険者となった日」が58年12月29日と記載されていることから、申立期間は未加入期間であり、納付書が発行されず保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人は、「これまで、国民年金への加入に伴い交付された年金手帳が1冊、厚生年金保険の適用事業所への就職に伴い交付された年金手帳が1冊、計2冊の年金手帳を交付されたが、婚姻のためC市に転居した後、当該2冊の年金手帳を1冊にまとめてもらった。」としているが、申立人が現在所持する年金手帳には、国民年金手帳記号番号の横に当時の申立人の住所地を管轄する

D社会保険事務所（当時）のゴム印が押されていること、及び厚生年金保険手帳記号番号の横に、本来であれば適用事業所の所在地を管轄するE社会保険事務所（当時）のゴム印が押されるところ、F社会保険事務所（当時）のゴム印が押されていることを考慮すると、行政側は、申立人が現在所持する年金手帳（国民年金の加入に伴い交付されたもの）に厚生年金保険手帳記号番号を転記し、厚生年金保険の加入に伴い交付した年金手帳を回収したものと推認でき、申立人の国民年金の加入記録が失われたものとは考え難い。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から53年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から53年2月まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が未加入とされていた。改めて、国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間に係る国民年金の加入記録が確認できないとの回答を受け取った。

申立期間当時、A専門学校に1年間在籍していたが、そのころに両親が国民年金の加入手続を行ってくれたと思う。

両親が保険料を納付してくれていたはずなので、申立期間が国民年金に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その両親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したと主張するところ、戸籍の改製原附票により、A専門学校の在学期間においては、B市に住所を定めていたことが確認できることから、C村役場（現在は、D市役所E庁舎）において申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行うことができなかったものと考えられる上、申立人自身もE市において、国民年金の加入手続及び保険料納付を行った記憶は無いとしている。

また、申立人の母に聴取したところ、「自分が家族の保険料を納付していたが、息子の国民年金の加入時期は、はっきりと覚えていない。」としている。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金受付処理簿により、昭和53年3月11日を資格取得日として同年4月に払い出されたことが確認できる上、C村役場作成の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録においても、申立人の資格取得日は同年3月11日とされており、申立期間は国民年金未加入期間であることから、納付書が発行されず保険料を納付することができなかったものと考えられる。

加えて、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

新潟国民年金 事案 1103 (事案 565 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 50 年 3 月まで

前回の申立てでは、私が特例納付をした A 市役所旧庁舎裏の別館は、存在しなかったということで申立内容を認めてもらえなかったが、同市役所の元職員が、私が特例納付をした別館が存在し、そこに国民年金課が存在したことを証言してくれると言っている。また、その職員によれば、当時、保険料を横領して解雇された市役所の職員がいたそうである。私の特例納付した保険料も、その職員に横領されたのかもしれない。

諦めきれないので再調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

1 当初の申立てについて、申立人は、特例納付をしたとする市役所旧庁舎裏のプレハブ庁舎(別館)が存在しなかったために申立内容が認められなかったと主張しているが、申立人が特例納付をしたとする昭和 53 年当時市役所裏に設置されていたプレハブ庁舎内の国民年金課の窓口では特例納付に係る保険料の収納事務が行われていなかった上、金融機関の窓口も開設されていなかったこと、加えて、申立人は、5 回に分けて合計 87 万円を特例納付したとするが、2 回の過年度納付及び 2 回の特例納付がされていることが確認できるものの、納付された保険料額は申立人の納付したとする金額とは大きく乖離^{かいり}していることなど、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 2 月 19 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

2 申立人は、A 市役所の元職員から、保険料を横領して解雇された職員がいたと聞いたことをもって、新たな事実であるとし、自身の保険料もその職員

に横領された疑いがあるとしているが、その元職員は、「そのような噂を聞いた記憶はあるが、時期も場所も不明である。」としていることから、何らかの具体性を持った証言ではない上、A市役所は、「そのような事実は確認できない。」と回答していることから、これをもって委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

- 3 これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年3月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月から53年3月まで

所用で社会保険事務所(当時)に行った際、国民年金保険料の納付状況について、申立期間が未納であると言われ、おかしいと思いながらもそのままにしておいた。

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として、改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、やはり申立期間の納付事実が確認できないとの回答を受け取った。

母は、私が20歳になったときに、国民年金の加入手続を行い、私の保険料を町内商店街組合の集金人に手渡して納付していたと聞いている。

両親の保険料は納付されているにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとするその母は、「集金人に保険料を納付した記憶はあるものの、それ以外のことは分らない。」としているため、加入状況及び納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和53年9月19日に払い出されたことが確認でき、この時点では、申立期間の大部分は時効により納付することができない上、申立人は、納付組織を通じて定期的に納付しており、まとめて納付した記憶は無いとするなど、申立人の保険料が過年度納付及び特例納付により納付されたとも考え難い。

さらに、A市役所(現在は、B市役所)作成の国民年金被保険者名簿の記載では、「S47.3～S53.3未納(確)」と記載されている上、特殊台帳において

も、申立期間は未納の記載が確認でき、記録管理に不備は認められない。

加えて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

新潟国民年金 事案 1105 (事案 673 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 9 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 9 月

前回の申立てでは、A町役場作成の国民健康保険被保険者台帳から、昭和 51 年 12 月にA町に転入後、私が初めて国民健康保険に加入したのは平成 15 年であるとのことを主な判断の理由として記録訂正が認められなかった。

しかし、昭和 52 年に職業訓練校に通っていたころは、妻も通院していたし、子供がまだ小さく病院によく連れて行った記憶がある。当時は国民健康保険に加入していたはずであり、新たな資料は無いが訂正不要とされたことに納得できず再申立てする。

第3 委員会の判断の理由

1 当初の申立てについては、申立人の会社退職後すぐにA町役場において国民健康保険と国民年金の加入手続を行ったとする主張に対し、A町役場作成の国民健康保険被保険者台帳により、申立人が昭和 51 年 12 月にA町に転入後国民健康保険に加入した時期が平成 15 年 4 月であることを理由として、既に当委員会の決定に基づく 21 年 4 月 30 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

2 申立人は、昭和 53 年 9 月に会社を退職後、国民年金の再加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したと主張しているが、オンライン記録及びA町役場作成の国民年金被保険者名簿により、申立期間は国民年金の未加入期間であることが確認できることから、納付書が発行されず保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人の妻は、A町役場作成の国民年金被保険者名簿により、昭和 53 年 4 月 1 日から 59 年 4 月 10 日までの期間についても、引き続き国民年金

に任意加入していることが確認できることから、申立人が自らの退職に伴い申立期間に係る国民年金の再加入手続を行ったとは考え難い。

- 3 記録訂正につながる新たな資料の提出は無く、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年2月から56年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年2月から56年9月まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が未加入とされていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の国民年金加入記録が確認できなかったとの回答を受け取った。

私は、中学校を卒業後、A地方の叔父の経営するそば屋に住み込みで働いていた。

私は、20歳になったころ、自身で国民年金の加入手続を行って申立期間の保険料を納付した記憶は無いが、叔父が私の国民年金の加入手続を行い、給与から保険料を天引きし納付してくれたかもしれないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身の国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人の勤務先の事業主であったその叔父は、「自分たち夫婦二人分の保険料は、区役所に行って納めた記憶はあるが、従業員の国民年金の加入手続を行い、給与から天引きして、保険料を納付したことは無かったと思う。」としている。

また、申立人のいところであり、申立期間の一部において一緒に働いていた者は、「当時は、国民年金に加入しておらず、給与から保険料が天引きされることも無かったと思う。」と証言しており、事実、オンライン記録では、当該この年金の加入記録が確認できない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金受付処理簿及びオンライン記録により、昭和56年10月1日を資格取得日として、申立人がそば屋を辞めて実家に戻った後の同年11月ごろに払い出されたものと推認できる上、申立人の所持する年金手帳においても同年10月1日に初めて国民年金の被保険者となったことが確認でき、申立期間は国民年金の未加入期間であることか

ら、納付書が発行されず保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

加えて、氏名検索によつても申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人は他の年金手帳を見た記憶も無いとしている。

その上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年3月から60年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年3月から60年2月まで
年金記録問題が話題となり、自分自身の年金記録が不安となったため、国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の国民年金の加入及び納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

昭和59年ごろ、テレビ報道で年金の重要性を知り、翌年の60年3月ごろにA市役所において国民年金の加入手続を行い、窓口の担当者に手書きの納付書を作成してもらい、夫の銀行預金口座からお金を引き出し、同市役所において申立期間の保険料を納付したはずである。

このため、申立期間が未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録により、昭和60年3月9日を資格取得日として「任意」の被保険者種別で同年3月ごろに払い出されたものと推認でき、任意加入の場合は、制度上、保険料をさかのぼって納付することはできない。

また、申立人は、昭和60年3月ごろ、A市役所において国民年金の加入手続を行い、窓口の担当者に手書きの納付書を作成してもらい、申立期間の保険料を同市役所において納付したとしているものの、納付金額に関する申立人の記憶は曖昧である。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年7月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和57年7月から61年3月まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が未加入とされていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間に係る国民年金の加入記録が確認できなかったとの回答を受け取った。

私は、当時、実家を出てA市の大学に通っていたが、新聞やテレビで20歳から国民年金に加入しなければならないことを知り、母に相談したところ、後日、母から「知り合いのB社会保険事務所（当時）の職員に相談して、あなたの国民年金の加入手続をしてきた。」と報告された。

申立期間の保険料は、母が納付してくれたはずであり、父も母が亡くなった後に、私の保険料を母が納付していたと言っていた。

このため、申立期間が国民年金の未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身の国民年金の加入手続及び保険料納付について直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとするその母は、既に亡くなっているため、具体的な保険料の納付状況等が不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名検索によっても、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は確認できず、申立期間は国民年金の未加入期間であることから、納付書が発行されず保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人の年金手帳に関する記憶は曖昧である上、4年制大学の昼間部に在籍する学生が国民年金の強制加入被保険者とされたのは、平成3年4月

からであり、申立人は、申立期間当時、強制加入の対象者でなかったことから、「20歳から国民年金に加入しなければならないことを知った。」とする申立内容には不自然な点が見受けられる。

加えて、申立人がその母から聞いたとするB社会保険事務所の職員の氏名について、厚生労働省は、「申立期間当時、該当する常勤職員は在籍しておらず、非常勤職員については、資料が無いため確認できない。」と回答している。

その上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 5 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 5 月から平成元年 3 月まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が未加入とされていた。改めて、国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間に係る国民年金の加入記録が確認できなかったとの回答を受け取った。

私は、申立期間当時、簿記の資格を取得するため、実家を離れて、A市内の専門学校に通学していた。このため、父に国民年金、住民税等の手続を依頼し、保険料も父が納付してくれたはずなので、申立期間が国民年金に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身の国民年金の加入手続及び保険料納付について直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとするその父は、既に亡くなっているため、その母に聴取したが、「夫からは何も聞いていない。」として、加入手続及び保険料納付に関する具体的な証言は得られなかった。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録により、平成元年 4 月 1 日を資格取得日として、同年 10 月から同年 11 月までの間に払い出されたものと推認できる上、申立人の所持する年金手帳においても同年 4 月 1 日に初めて国民年金の被保険者となったことが確認でき、申立期間は国民年金の未加入期間であることから、納付書が発行されず保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、氏名検索によっても申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人は他の年金手帳を見た記憶も無いとしている。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から同年6月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

国民年金の加入手続は、会社を辞め厚生年金保険の資格を喪失したときに行ったと思う。保険料は、納付の案内があれば必ず納付していた。

このため、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、A市役所作成の年金番号払出表により、平成8年4月8日に払い出されたことが確認でき、その時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができない。

また、申立人は、国民年金の加入時期及び申立期間の保険料納付に関する記憶が曖昧である上、市役所の窓口において、「未納期間があるが、2年以上経過しているため納付できないと説明されたことがある。」としている。

さらに、A市役所作成の年金番号払出表の縦覧調査及び氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年6月から40年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月から40年12月まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が未加入とされていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間に係る国民年金の加入記録が確認できなかったとの回答を受け取った。

私は、国民年金制度の開始当初から国民年金に加入し、保険料は毎月100円ぐらいを町内の集金人に納めていた。

このため、申立期間が未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、A社会保険事務所(当時)の回答により、昭和35年12月16日に払い出されたことが確認できるものの、国民年金被保険者台帳管理簿により、申立人は37年6月に被保険者の資格を喪失したことが確認でき、申立期間は国民年金の未加入期間であることから、納付書が発行されず保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間当時の国民年金手帳に関する記憶が曖昧である上、申立期間当時、同居していたとするその両親は既に亡くなっているため、申立人の保険料納付状況について証言を得ることができない。

さらに、申立人が申立期間当時に勤務していたB組合の同僚二人は、申立人の資格喪失日である昭和37年6月20日に公的年金の被保険者資格を取得しているが、当該同僚二人も既に亡くなっているため、申立人が国民年金の資格を喪失した事情等について聴取することができない。

加えて、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出

された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年3月、同年4月及び48年7月から49年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年3月及び同年4月
② 昭和48年7月から49年2月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

私は、これまで、厚生年金保険から国民年金への切替手続をきちんと行い、未納期間が無いよう保険料を納めてきたはずであり、申立期間当時の保険料の金額は、1か月又は2か月分で900円ないし1,300円ぐらいであったと記憶している。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金受付処理簿及びオンライン記録により、「任意」の被保険者種別で婚姻後の昭和49年3月1日前後に払い出されたものと推認できる。

また、申立人は、申立期間①について、婚姻前に居住していたA市において国民年金の加入手続及び保険料納付を行った明確な記憶が無い上、申立期間①及び②について、申立人の記憶する納付金額は、国民年金の任意加入当初の保険料額と符合するものの、任意加入の場合は、制度上、保険料をさかのぼって納付することはできない。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年3月、同年4月及び平成元年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年3月及び同年4月
② 平成元年1月

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

会社を退職後、税金、国民健康保険料、国民年金保険料の納付書が届き、銀行で保険料を納付したことを記憶しているので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録から、平成4年5月ごろに払い出されたことが推認でき、この時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができない。

また、申立人は、会社を退職後、送られてきた納付書により国民年金保険料を納付したとしているが、申立期間の国民年金の資格記録は、平成4年5月28日に記録追加処理されていることから、申立期間当時は国民年金の未加入期間であり、納付書が発行されず保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、氏名検索によっても申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年ごろ
② 昭和 30 年から 33 年まで
③ 昭和 33 年から 36 年まで
④ 昭和 36 年から 38 年まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間①、②、③及び④が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

申立期間①は、中学校を卒業後、学校の紹介でA社に就職し、作業に従事した。

また、申立期間②、③及び④は、それぞれB事業所、C事業所、D事業所に職種Eとして勤務した。

いずれの事業所においても、勤務中は、厚生年金保険に加入していたと思うので、調査の上、いずれの申立期間も厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人と同様に、中学校を卒業後すぐにA社で勤務したとしている従業員二人の証言から、期間は特定できないものの、昭和 29 年 4 月以降の数か月間、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、上記従業員二人及び当時のA社の取締役の一人は、「当時、A社では、新入社員に対し試用期間が設けられており、当該期間中は厚生年金保険に加入させていなかった。」と証言している。

また、オンライン記録から、上記従業員二人は、A社において、昭和 29 年 10 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるが、このうち、同年 11 月 19 日に資格を喪失している従業員の一人は、「申

立人は、自分がA社を退社する3、4か月前に退社しているので、厚生年金保険には加入していなかったと思う。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、A社では、従業員を採用と同時に厚生年金保険に加入させておらず、採用してから一定期間経過後に加入させる取扱いを行っており、申立人は、当該期間が経過する前に同社を退社したため、厚生年金保険の加入対象者とならなかったことがうかがえる。

- 2 申立期間②について、申立人がC事業所に就職する際に提出したとみられる履歴書の記載から、申立人が昭和29年12月以降、B事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、B事業所は、平成9年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は、適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人が当時の同僚として唯一氏名を記憶している従業員は、その所在が不明であることから、申立人の具体的な勤務期間及び厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

さらに、B事業所の事業主は、「申立人が、当事業所に勤務していたかどうかは不明であるが、申立期間②当時、当事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、仮に申立人が勤務していたとしても、給与から厚生年金保険料は控除していないと思う。」と証言している。

- 3 申立期間③について、F市役所が保管する申立人に係る発令書及び退職願から、申立人は、昭和33年8月18日から36年9月30日まで、C事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、C事業所は、昭和44年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は、適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人が当時の同僚として唯一氏名を記憶している従業員は、その所在が不明であることから、厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

さらに、G組合保管の申立人に係る組合員原票から、申立人が申立期間③のうち、昭和34年1月1日から36年10月1日までの期間、同組合に加入していることが確認できる。

- 4 申立期間④について、D事業所から事業を継承したH事業所の事業主が保管する旧職員名簿の記載から、申立人は、昭和36年10月2日から37年4月21日まで、D事業所で勤務していたことが確認できる。

しかしながら、上記名簿では、73人の従業員が確認できるところ、オンラ

イン記録から、このうち 19 人については、D 事業所において厚生年金保険に加入していることが確認できない。

また、D 事業所の元従業員の一人は、「私は、D 事業所で 3 年程度勤務したはずである。」と証言しているが、オンライン記録から、当該元従業員は同事業所において、昭和 35 年 8 月 7 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、36 年 7 月 11 日に被保険者資格を喪失していることが確認でき、その被保険者月数は 11 か月であるところ、同事業所における被保険者資格喪失日直後の同年 7 月 12 日に、別の事業所で被保険者資格を取得していることが確認できることから、当該元従業員は、35 年 8 月 7 日以前から、事業所で勤務していたことがうかがわれる。

これらを総合的に判断すると、D 事業所では、必ずしも従業員の全員を採用と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、加入させたとしても、採用してから相当期間経過後に加入させていたと考えられる。

5 このほか、申立人のいずれの申立期間においても、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 6 月から 45 年 12 月まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

申立期間当時は、A職種として、B地方C区のD施設にあったE社に勤務していた。

厚生年金保険の事務は、F区G町にあったE社の事務所で行っていたと思うが、間違いなく同社に2年間ほど勤めたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、E社において厚生年金保険に加入していたことが確認できる複数の従業員の証言から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、E社は既に廃業している上、当時の事業主及びその妻はいずれも、「申立人を記憶していない。」と証言していることから、申立期間当時における勤務状況及び厚生年金保険料の控除の状況について確認することができない。

また、オンライン記録によると、E社は昭和44年4月1日に厚生年金保険の適用事業所になっており、同年3月31日以前の期間については適用事業所でないことが確認できる。

さらに、申立人は申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

新潟厚生年金 事案 1050 (事案 423 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年7月1日から28年1月15日まで
② 昭和28年4月8日から同年11月21日まで
③ 昭和29年1月5日から同年3月30日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、A社B営業所において勤務した期間のうち、申立期間①、②及び③が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

最初の申立ては認められなかったが、その後、A社B営業所において、申立期間当時の冬期と一緒にソリで配達をしていた同僚の姓を思い出したので、再度調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、以前の申立てに係る調査において、同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人が申立期間にA社B営業所に勤務していたことが推認できるが、オンライン記録及び同僚の証言により、当該事業所では、申立人を含め複数の従業員が厚生年金保険に通年加入していなかったことが確認できることから、同社では、季節に応じて厚生年金保険への加入の取扱いを変更していたことがうかがえる。また、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿では、申立期間において健康保険の番号に欠落は無く、申立人の記録が失われたものとは考え難いことなどにより、既に当委員会の決定に基づき平成21年6月10日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、新たな情報として、申立期間当時の冬期と一緒にソリで配達をしていた同僚の姓を思い出したとして再申立てを行っているが、A社に係る健康

保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、当該同僚と同姓の者が厚生年金保険に加入していることが確認できるものの、その所在は不明であることから、申立人の申立期間当時における厚生年金保険料の控除について確認することができず、このほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 4 月 1 日から 12 年 1 月 18 日まで
年金を受給し始めたところ、金額が少ないので、社会保険事務所（当時）に問い合わせに行ったが、申立期間の標準報酬月額が違っていることが分かった。

このため、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成 12 年 1 月 18 日の後の同年 2 月 3 日付けで、申立人の申立期間における標準報酬月額が、47 万円から 18 万円に訂正されていることが確認できる。

しかしながら、A社の商業登記簿謄本から、申立人は申立期間当時に同社の取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、標準報酬月額の減額の遡^{そきゅう}及訂正について、「社会保険事務所の職員からそのような説明は受けておらず、知らなかった。」と主張しているが、A社の代表取締役と当時の従業員はいずれも、「当時、会社の業績は倒産前で非常に悪かった。申立人は、経理事務全般を担当しており、給与計算や社会保険の手続も行っていった。」と証言しており、申立人自身もそれを認めている。

さらに、年金事務所から提出された滞納処分票の事蹟^{じせき}において、A社は、平成 9 年ごろから、社会保険料を滞納していたことが確認できるが、同社が、厚生年金保険の適用事業所ではなくなった直後の 12 年 1 月 27 日に、申立人が社会保険事務所を訪れていたことが確認できるほか、それ以前の期間においても、申立人が社会保険事務所を訪れていることが確認できることから、同社の取締役であり、社会保険事務を担当していた申立人が当該減額処理に関与していな

いととは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の取締役として、自らの標準報酬月額の減額訂正処理に関与しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 5 月 2 日から同年 11 月 1 日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、A社B事業所に勤務していた期間のうち、申立期間が、厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

国（厚生労働省）の記録では、A社の子会社であるC社における厚生年金保険被保険者記録に間違いは無いが、A社B事業所へ移籍してからの約6か月間については、厚生年金保険の加入記録が確認できず、当該事業所における資格取得日は昭和38年11月1日となっている。

私は、昭和38年5月2日付けで、C社からA社B事業所へ移籍になり、申立期間中も当該事業所に勤務し、厚生年金保険に加入していたと記憶しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B事業所から提出された申立人に係る在籍証明書及び雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間において、当該事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人は、自身の業務内容について、「C社のときとA社B事業所のときでは全然違う。」としている上、A社B事業所から提出された申立人に係る社員台帳において、申立人の「職歴」欄に「38年4月C社退社」と記載されていることが確認でき、当該事業所の社会保険事務担当者は、申立人について、「C社を一度退社して、改めて、A社に採用されたものと思われる。」と証言していることから、両社における業務内容、勤務形態の同質性及び継続性は認められず、当該事業所は、子会社であるC社から移籍したと主張する申立人を、新規採用者として取り扱っていたことがうかがわれる。

また、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立期間及びその前後に、当該事業所において、厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる従業員のうち、新規採用者11人に照会したところ、いずれの従業員も、資格取得日の約6か月前に入社したとしている上、このうち8人は、「入社後しばらくの間は、厚生年金保険に加入できない取扱いだったと思う。」と証言していることから、当該事業所は、新規採用者について、一定期間は厚生年金保険に加入させない取り扱いをしていたことが推認でき、申立人も同様の取り扱いであったことがうかがわれる。

さらに、申立人と同様に、C社からA社B事業所へ移籍したとしている同僚の1人について、オンライン記録から、C社における厚生年金保険被保険者期間とA社B事業所における被保険者期間の間に、申立人と同様、厚生年金保険の未加入期間が確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間③について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年10月5日から38年5月1日まで
② 昭和50年10月1日から51年秋ごろまで
③ 昭和42年7月1日から49年9月1日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、A工場（現在は、B社）における勤務期間のうち、申立期間①及び②が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。また、年金事務所において、当該事業所における厚生年金保険被保険者期間の標準報酬月額を確認したところ、申立期間③当時の標準報酬月額が実際に支給されていた給与額よりも低額であることが分かった。

私は、義父が経営するA工場で子供のころから働いていたが、妻と結婚した昭和35年10月*日以降の申立期間①を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

また、A工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和50年10月1日となっているが、私が当該事業所を退職したのはもう少し後だったので、調査の上、申立期間②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

さらに、昭和42年7月以降、妻の給与と併せて、合計15万円程度の給与を支給されていたと思うので、調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、B社の回答から、申立期間①当時、申立人がA工場に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A工場は、昭和38年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①当時は、適用事業所ではなかったことが確認できる上、B社は、申立期間①について、「事業所が厚生年金保険に加入していない期間なので、保険料の控除はしていない。」と回答していることから、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の適用状況について、確認することができない。

また、オンライン記録から、申立人は、昭和35年10月1日から38年2月1日までの期間、国民年金に加入しており、このうち、昭和37年度の9か月については保険料を納付していることが確認できる。

- 2 申立期間②について、オンライン記録から、申立人のA工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和50年10月1日であることが確認できるところ、申立人の妻は、「申立人がA工場を退職したのは、昭和50年9月30日ではなく、もう少し後のことであったと思う。」と申し立てている。

しかしながら、B社は、申立期間②当時の申立人の在籍や厚生年金保険料の控除について「不明である。」と回答している上、申立人のA工場における退職日を記憶している従業員は確認できないことから、申立期間②における申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用状況について、確認することができない。

また、オンライン記録から、申立人は、昭和50年10月1日に国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できるが、その妻は、「国民年金の加入手続は、申立人本人が行った。」としていることから、当時、国民年金の加入手続を行った申立人は、自身のA工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失日が、同日であったことを認識していたことがうかがえる。

さらに、A工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間②において申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたものとは考え難い。

- 3 申立人は、申立期間①及び②において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 4 申立期間③について、申立人の妻は、「自分の給与と併せて、15万円程度の給与を支給されていたはずである。」と主張しているが、申立人は、申立期間③の給与明細書等を保管していない上、B社は、「申立期間③について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除したか否かについては、資料の保管が無いことから不明である。」と回答していることから、申立期間③における申立てどおりの給与支給額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

また、オンライン記録から、A工場において厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員のうちの一人名は、「A工場において厚生年金保険に加入していた期間の標準報酬月額について、『ねんきん定期便』に記載された額に疑問な点は無かった。」と証言している。

このほか、申立期間③について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間③について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 10 月 5 日から 38 年 5 月 1 日まで
② 昭和 49 年 9 月 1 日から同年秋ごろまで
③ 昭和 42 年 7 月 1 日から 49 年 9 月 1 日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、A工場（現在は、B社）における勤務期間のうち、申立期間①及び②が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。また、年金事務所において、当該事業所における厚生年金保険被保険者期間の標準報酬月額を確認したところ、申立期間③当時の標準報酬月額が実際に支給されていた給与額よりも低額であることが分かった。

私は、結婚した昭和 35 年 10 月ごろから、嫁ぎ先が経営していたA工場において勤務を開始し、49 年秋ごろまで勤務したので、申立期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

また、昭和 42 年 7 月以降、夫の給与と併せて、合計 15 万円程度の給与を支給されていたと思うので、調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、B社の回答から、申立期間①当時、申立人がA工場に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A工場は、昭和 38 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①当時は、適用事業所

ではなかったことが確認できる上、B社は、申立期間①について、「事業所が厚生年金保険に加入していない期間なので、保険料の控除はしていない。」と回答していることから、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の適用状況について、確認することができない。

また、申立人は、「昭和35年10月1日より前の期間は、A工場が厚生年金保険の適用事業所ではなかったことを認識している。」としているなど、申立人が申立期間①において、厚生年金保険に加入していたことがうかがえない。

- 2 申立期間②について、オンライン記録から、申立人のA工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和49年9月1日であることが確認できるところ、申立人は、「自分がA工場を退職したのは、昭和49年8月31日ではなく、同年秋ごろであったと思う。」と申し立てているが、B社は、申立期間②当時の申立人の在籍や厚生年金保険料の控除について「不明である。」と回答している上、申立人のA工場における退職日を記憶している従業員は確認できないことから、申立期間②における申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用状況について、確認することができない。

また、A工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間②において申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたものとは考え難い。

- 3 申立人は、申立期間①及び②において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 4 申立期間③について、申立人は、「夫の給与と併せて、15万円程度の給与を支給されていたはずである。」として申し立てているが、申立人は、申立期間③の給与明細書等を保管していない上、B社は、「申立期間③について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除したか否かについては、資料の保管が無いことから不明である。」と回答していることから、申立期間③における申立てどおりの給与支給額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

また、オンライン記録から、A工場において厚生年金保険に加入している

ことが確認できる従業員のうちの一人名は、「A工場において厚生年金保険に加入していた期間の標準報酬月額について、『ねんきん定期便』に記載された額に疑問な点は無かった。」と証言している。

このほか、申立期間③について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年4月1日から26年10月23日まで
② 昭和26年10月24日から32年4月21日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間①及び②が脱退手当金支給済期間となっていることが分かった。

しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳の保険給付欄には、脱退手当金の支給記録が確認できるとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りも無い上、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月半後の昭和32年6月10日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人が記載されているページとその前後計6ページに記載されている脱退手当金受給資格者48人の支給記録を確認したところ、支給記録がある被保険者は32人であることが確認でき、このうち23人が資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされているとともに、連絡先が判明した3人は、「請求手続を事業所で代行してもらった。」と証言している上、同社の後継企業であるC社の事業主も、「当時は、脱退手当金の請求手続を代行していたと思われる。」と回答していることを踏まえると、申立人についても代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月から 39 年 2 月まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていなかったため、社会保険事務所(当時)に照会したところ、やはり、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていなかった。

当時、給与から厚生年金保険料を控除されていたと記憶しているため、給与明細書等の資料は無いが、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた当時の同僚として、申立人が卒業した中学校の1年先輩の者の氏名を挙げているところ、当該同僚は、「私は、昭和34年4月から38年12月ごろまで、A社に勤務していたと思うが、申立人より2か月ほど早く辞めた。」と証言している上、当該同僚が氏名を挙げている別の従業員が、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、同社で厚生年金保険に加入していることが確認できることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、同社は、昭和33年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているが、同年8月28日には適用事業所ではなくなっており、申立期間当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、オンライン記録において、申立人が、中学校の1年先輩であるとする上記同僚は、A社で厚生年金保険に加入していることが確認できない上、申立人が申立期間当時の事業主として氏名を挙げている者は、同社に係る健康保険

厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、同社で厚生年金保険に加入していることが確認できるが、オンライン記録において、申立期間における同社での厚生年金保険の加入記録は確認できない上、申立期間のうち、昭和36年4月1日以降の期間については国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できるなど、申立人が申立期間に厚生年金保険に加入していたことがうかがえない。

さらに、A社は既に廃業しており、当時の事業主は亡くなっていることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない上、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により氏名が確認できる同僚はすべて、亡くなっているか、所在が確認できないため証言を得ることができない。

加えて、申立人は申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年4月1日から35年4月21日まで
② 昭和35年5月7日から同年8月18日まで

年金事務所による脱退手当金の調査において、A社に勤務した申立期間①及びB社に勤務した申立期間②がいずれも、脱退手当金支給済期間となっていることが分かった。

しかし、私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から2か月後の昭和35年10月18日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人が勤務していたB社において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和35年8月18日の前後の各3年間に脱退手当金の支給記録が確認できる二人の女性従業員のうちの一人は、「B社が、脱退手当金の請求手続を代行していたと聞いたことがあり、私も銀行で一時金を受け取ったような記憶がある。」と証言していることから、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 8 月から 32 年 5 月まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていなかったため、社会保険事務所(当時)に照会したところ、やはり、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていなかった。

私は、公共職業安定所の紹介でA社に就職し、正社員として勤務していた。また、当時、社長とその夫人が経理を担当していたことや、同僚3人の名字も記憶している。

調査をして、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶するA社の所在地、同社の事業内容及び申立期間当時の事業主の経歴が、同社に係る商業登記簿謄本の記載内容、及び同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、同社で厚生年金保険に加入していることが確認できる元従業員3人の証言と一致することから、申立人が、同社に勤務していたことは否定できない。

しかしながら、A社は既に解散している上、当時の事業主及び取締役は既に亡くなっているか、その所在が不明であることから、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、照会することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、同社において厚生年金保険被保険者資格を取得している元従業員は9人であることが確認できる。このうち、所在が確認できた元従業員3人はいずれも、「申立人のことは記憶に無い。」と証言している。

さらに、申立人が、当時の同僚として3人の名字を挙げているが、このう

ち2人については、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、その名字の被保険者が確認できる一方、残る1人については、当該被保険者名簿にその名字の被保険者は確認できない。

加えて、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 3 月 1 日から 30 年 4 月 1 日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、A事業所に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

私は、A事業所に昭和 30 年 4 月 1 日まで引き続き勤務し、申立期間中も給料から厚生年金保険料が控除されていた記憶があるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立人は、昭和 24 年 8 月 1 日から 27 年 3 月 1 日まで A事業所で厚生年金保険に加入していることが確認できることから、申立期間も引き続き当該事業所に勤務していた可能性は否定できないものの、申立期間内に当該事業所で厚生年金保険に加入していたことが確認できる複数の従業員からは、申立人が、申立期間も引き続き、当該事業所で勤務していたという証言は得られなかった。その上、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も亡くなっていることから、申立人が、申立期間も引き続き、当該事業所で勤務していたことを確認することができない。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立期間において申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたものとは考え難い。

さらに、申立人は申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 19 年 4 月 20 日から同年 6 月 1 日まで
② 昭和 25 年 4 月ごろから同年 6 月ごろまで

申立期間①及び②について、社会保険事務所（当時）に照会したところ、厚生年金保険に加入した事実が無い旨の回答を受けた。

申立期間①を含むA社に勤務していた期間の前後の期間は、B機関のC事業所で勤務し、D物資の輸送を担当していた。同社がD物資を製造していたことから、私は、B機関から同社に出向したが、B機関に復職したのは、昭和 19 年 6 月になってからであると記憶している。

また、申立期間②について、昭和 25 年 4 月ごろ、公共職業安定所の紹介でE社F支社（現在は、G社F工場）に採用され、製造工員として勤務したが、3 か月程度勤務したのち、健康を害して依願退職した。

いずれの申立期間についても給与明細書等の資料は無いが、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、申立期間①中に、同社で労働者年金保険に加入していたことが確認できる複数の元従業員に照会したが、いずれの元従業員も、「申立人を記憶していない。」と証言していることに加え、同社は既に廃業し、当時の事業主の所在も確認できないことから、申立人の申立期間①に係る勤務実態及び労働者年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿には、申立期間①において申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたものとは考え難い。

2 申立期間②について、G社F工場は、「申立期間②当時の労働者名簿及び健康保険被保険者台帳等は保管されていないため、申立人が当社に勤務していたかどうかは不明である。」と回答している上、E社F支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間②中に、当該事業所で厚生年金保険に加入していたことが確認できる複数の元従業員に照会したが、いずれの元従業員も、「申立人を記憶していない。」と証言していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、E社F支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間②において、申立人の氏名は無い上、整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたものとは考え難い。

3 申立人は、いずれの申立期間についても事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、いずれの申立期間についても厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人のいずれの申立期間についても、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 10 月 21 日から 63 年 5 月 30 日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

私は、昭和 63 年 5 月 20 日ごろに面接を受け、同年 5 月 30 日ごろから A 社で勤務を開始したが、同社入社時に当時の専務から、「B 事業所で厚生年金保険被保険者資格を喪失した、昭和 62 年 10 月 21 日以降の厚生年金保険料をさかのぼって納付すれば、その期間を厚生年金保険の被保険者期間とすることができる。」と言われたことを記憶しているので、申立期間の保険料も、給与から控除されていたのではないかと思う。

しかし、国（厚生労働省）の記録では、A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和 63 年 5 月 30 日となっているので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 63 年 5 月 30 日ごろから A 社で勤務を開始した。」と申し立てているところ、厚生年金保険被保険者資格取得の時期について、厚生年金保険法第 13 条は、被保険者は、適用事業所に使用されるに至った日に、被保険者の資格を取得する旨規定していることから、申立人が、B 事業所で被保険者資格を喪失した昭和 62 年 10 月 21 日に、A 社における被保険者資格を取得することはできない。

また、A 社は、「申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を控除していない。」と回答しているところ、同社が保管する昭和 63 年分及び 64 年分の源泉徴収簿兼賃金台帳において、申立期間に係る厚生年金保険料が、申立人の給与から控除された形跡は認められない。

さらに、申立人は、「A社入社時に当時の専務から、『B事業所で厚生年金保険被保険者資格を喪失した、昭和62年10月21日以降の厚生年金保険料をさかのぼって納付すれば、その期間を厚生年金保険の被保険者期間とすることができる。』と言われたことを記憶している。」と申し立てているが、A社は、「そのような説明をしたことはない。」と回答している上、申立人とほぼ同時期に、同社に入社した二人の従業員はいずれも、「そのような説明を受けていない。」と証言している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

新潟厚生年金 事案 1062 (事案 800 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 4 月 1 日から 37 年 9 月 10 日まで
② 昭和 38 年 1 月 10 日から 42 年 10 月 11 日まで

平成 17 年 5 月に老齢基礎年金の受給手続を行った際、手続をお願いした郵便局の人に厚生年金保険のことも調べていただいたところ、A 工場及び B 工場 (現在は、C 社) の厚生年金保険被保険者期間については、昭和 43 年 3 月 13 日に脱退手当金として支給済みであると言われた。

また、「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、やはり、申立期間は、脱退手当金支給済期間となっていた。

前回の申立ては認められなかったが、脱退手当金の請求手続きをしていない旨を記載した書類を提出するので、再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の B 工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の昭和 43 年 3 月 13 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかぬこと、及び当該事業所において申立人以外に脱退手当金の支給記録が確認できる二人の被保険者原票には、いずれも脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示がある上、このうち一人は、「退職のときに事業主から話があり、説明を受けた上で受給した。」と証言していることから、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 2 月 24 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、脱退手当金を受給していないとする新たな資料として、脱退手当

金を受け取っていないとする申立人の主張を記載した書類を提出したが、当該書類は、申立人が申立期間における脱退手当金を受給していないことを示すものとは認められず、このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 11 月 7 日から 42 年 4 月 1 日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

B社を退職する一週間程度前から、A社に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された社団法人C発行の手帳の事業者及び事業場の名称欄に「D」、就退年月欄に「昭和 40 年 11 月 7 日就職」、「44 年 9 月 15 日退職」とそれぞれ記載されているところ、オンライン記録から、申立期間当時、A社において厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員は、「Dは、A社内の一部門であった。」と証言していることに加え、申立人が氏名を挙げた同僚は、「私は、昭和 40 年 9 月にA社に入社した。申立人は、私が入社して2か月程度経過してから、同社に入社した。」と証言していることから、申立人が、申立期間において、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社は既に廃業している上、事業主は亡くなっていることから、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、申立人から提出された昭和 42 年度住民税特別徴収税額票（特別徴収義務者用）の「社会保険料控除」欄には控除金額が記載されていないことから、申立人は、昭和 41 年 1 月分から同年 12 月分までの給与から、厚生年金保険料を控除されていなかったことが確認できる。

さらに、申立人から提出された昭和 42 年 4 月分から同年 12 月分までの給料

支払明細書において、合計 2 万 880 円の社会保険料が給与から控除されていることが確認できるが、同年分給与所得の源泉徴収票の「社会保険料の金額」欄の控除額、及び昭和 43 年度住民税特別徴収税額の納税者あて通知書（個人用）の「社会保険料額」欄の控除額は、いずれも 2 万 880 円であることが確認できることから、申立人は、42 年 1 月分から同年 3 月分までの給与から、厚生年金保険料を控除されていなかったことが推認できる。

加えて、申立人が氏名を挙げた同僚、及びオンライン記録から、A社において厚生年金保険に加入していることが確認できる同僚二人はいずれも、「入社日と厚生年金保険被保険者資格の取得日は一致していない。」と証言していることから、当時、同社では、必ずしも採用と同時に従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 4 月 1 日から 39 年 10 月 1 日まで
② 昭和 40 年 5 月 2 日から 41 年 3 月 17 日まで

A社を昭和 41 年 3 月に退職後、会社の勧めもあり、同社に係る厚生年金保険被保険者期間を支給対象期間とする脱退手当金を受給してしまい、厚生年金保険の受給額が少なくなってしまった。

ところが、年金事務所の職員が来訪した際、年金記録確認第三者委員会に対して、受給した脱退手当金に係る確認申立てをするかどうかの話があったので、脱退手当金支給済みとなっている申立期間に係る年金が受給できるかもしれないと思い、確認申立書を提出することにした。

調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る申立期間①及び②の健康保険厚生年金保険被保険者原票にはいずれも、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金請求に係る照会に対する回答と思われる記載（昭和 41 年 4 月 8 日回答）が確認できる上、申立期間の脱退手当金は、その支給対象期間について、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から 2 か月後の昭和 41 年 5 月 20 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいふことがない。

また、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受領したことを認めており、請求手続については、A社に代行してもらったと申し立てているなど、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年11月1日から32年9月1日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

申立期間も引き続きA社に勤務し、当時、給与から厚生年金保険料が控除されていたと記憶しているので、申立期間を厚生年金保険被保険期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間も、引き続きA社に勤務していた。」としているが、A社は、「申立人が勤務していた当時の資料は処分したため、申立人が当社に勤務していたかどうかは不明である。」と回答している上、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立期間当時、同社で厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる従業員に照会したところ、回答のあった二人は、「申立人のことは知らない。」「申立人と一緒に勤務した記憶は無い。」と回答していることから、申立人が、申立期間も引き続き、同社に勤務していたことが確認できない。

また、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 11 月 7 日から 59 年 2 月 25 日まで
② 昭和 60 年 6 月 1 日から同年 9 月 20 日まで
③ 昭和 60 年 11 月 19 日から 61 年 3 月 31 日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、臨時職員として勤務していた期間が、厚生年金保険被保険者期間となっていないことに気づいて、社会保険事務所（当時）に照会したが、やはり、厚生年金保険被保険者期間となっていなかった。

いずれの申立期間も、A 県教育庁 B 教育事務所管内の中学校で C 職種として勤務していた。申立期間と同様に、臨時職員として小学校で勤務したときの期間は、厚生年金保険被保険者期間となっているのに、中学校で勤務したときの期間が、被保険者期間となっていないのはおかしいと思う。

A 県教育委員会から、臨時職員の発令を受けた時点で、当然に厚生年金保険に加入していたものと思っていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立人の履歴書及び辞令書から、申立人が、申立期間①及び②においては、A 県教育庁教育事務所管内の D 市立 E 中学校に、申立期間③においては、同事務所管内の D 市 F 中学校に、それぞれ勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A 県教育庁 B 教育事務所は、「申立人に係る給料個票の余白に、社会保険加入に関するメモがあり、昭和 57 年 9 月 1 日、59 年 10 月 1 日及び 61 年 6 月 12 日の採用時には、社会保険加入の旨の記載が確認できるが、58 年 11 月 7 日、60 年 6 月 1 日及び同年 11 月 19 日の採用時には、その記載が

確認できないことから、申立期間当時は、社会保険の加入手続を行わなかったのではないかと考える。」と回答している。

また、A県教育庁B教育事務所は、「厚生年金保険加入の判断は、期間更新を含まない最初の辞令書記載の採用期間により判断していた。採用期間が2か月ないしは3か月間の比較的短期間の者は加入手続を行わずに、保険料控除も行っていなかった例が多い。」と回答しているところ、申立人の辞令書から、いずれの申立期間においても、最初の採用期間は2か月22日であることが確認できる上、申立人が、申立期間①及び②において勤務したD市立E中学校の事務職員は、「申立人に係る厚生年金保険加入手続を行ったかどうか、全く記憶に無い。」としている。

さらに、A県市町村立学校臨時職員取扱規程第19条では、「臨時職員については、法令の定めるところにより、健康保険、厚生年金保険等に加入させるものとする。ただし、これに代わる保険の被保険者又は被保険者の扶養親族である場合はこの限りでない。」と規定しているところ、申立人の父が、厚生年金保険に加入していた事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人は、いずれの申立期間中も、その父の被扶養者となっていることが確認できる。

このほか、申立人のいずれの申立期間においても厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 10 月 2 日から 49 年 3 月 21 日まで
老齢年金を受給できる年齢に近づいたため、社会保険事務所(当時)に行き、厚生年金保険の加入記録について調べてもらったところ、A社に勤務していた期間が、厚生年金保険被保険者期間となっていなかった。
A社では、季節労働者として勤務したが、雇用保険に加入していたので、厚生年金保険にも加入していたのではないかと思う。
調査をして、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管していた失業保険被保険者離職票及び雇入契約書から、申立人は申立期間当時、A社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社は、「現在、当社に保管されている申立期間当時の資料は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿のみであるが、当該名簿には申立人の氏名が確認できない上、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の得喪に関する届出及び保険料の控除についても確認できない。」と回答していることから、厚生年金保険の適用状況について、確認することができない。

また、オンライン記録から、申立期間当時、A社において、厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる元従業員のうち、季節労働者として、同社に勤務していたとしている複数の元従業員は、自身の記憶する勤務期間と被保険者期間が一致しないと証言していることから、同社においては、必ずしもすべての季節労働者を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は、「A社には、同じ集落の人4人程度と一緒に勤務した。」と申し立てているところ、これら同僚のうち1人の氏名を挙げているが、オン

ライン記録から、当該同僚は、申立期間中、同社において厚生年金保険に加入していることが確認できない。

加えて、申立人からは、上記同僚の一人を除き、他の同僚の氏名を聴取することができず、厚生年金保険の加入状況について確認できない上、申立人は、同僚からの聴取を希望していないことから、申立期間当時における厚生年金保険料の控除の状況について確認することができない。

また、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年6月から19年1月5日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

A社には、昭和18年の中ごろから勤務しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社に入社してすぐに、新しい岸壁ができたと記憶している。」としているところ、A社の会社経歴書に、当該岸壁は昭和18年9月に構築された旨の記載が確認できることから、期間は特定できないものの、申立人が申立期間当時、A社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、申立人が、A社に同一日に入社したと記憶する同僚の、厚生年金保険被保険者資格取得日は、同社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿から、申立人の取得日と同じ昭和19年1月5日であることが確認できる。

また、申立人が、自分より1か月ないし2か月前にA社に入社したとする先輩従業員は、同社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿から、申立人が、同社において被保険者資格を取得した日の直前の昭和19年1月3日に資格を取得していることが確認できることから、当時、同社では、必ずしも採用と同時に従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、A社は、既に厚生年金保険適用事業所ではなくなっており、当時の事業主の所在も不明である上、上記同僚及び申立人が氏名を記憶している上司はいずれも亡くなっていること並びに上記先輩従業員から具体的証言も得られないことから、申立期間における、申立人の同社での勤務実態及び保険料の

控除について確認することができない。

加えて、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年5月から28年12月まで
② 昭和30年9月から31年11月まで
③ 昭和31年11月から32年7月まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、A社B班（現在は、C社）で勤務した申立期間①及び③、並びにA社（現在は、D社）E作業所で勤務した申立期間②が、厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

いずれの申立期間も、勤務していたことは確かなので、調査を行い、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人は、「A社B班で勤務した後、同社E作業所で勤務し、再び、同社B班で勤務した。」と申し立てているところ、申立人が、「A社E作業所では、社員採用試験前の研修のため勤務した。」と申し立てていること、及び昭和25年4月から、A社B班で勤務していたとする従業員一人が、「申立人のことを知っている。申立人はB班を退職後、A社に入社したと思う。」と証言していることを合わせて考えると、期間は特定できないものの、申立人が、申立期間①当時、当該事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録において、A社B班という名称の厚生年金保険適用事業所は確認できず、C社についても、申立期間③以後の昭和40年1月4日に、厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、上記従業員は、「A社B班は、厚生年金保険の適用事業所ではな

かったので、自分も当該事業所における厚生年金保険の加入記録が無い。申立人も記録が無いはずである。」と証言している。

2 申立期間②について、申立人が保管している写真から、期間は特定できないものの、申立人は、A社E作業所で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録において、A社E作業所という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認することができない。

また、申立人は、「A社E作業所では、社員採用試験前の研修のため勤務した。」と申し立てているところ、D社は、「当社が保管している社員リストに記録が無いことから、申立人は、少なくとも正社員ではなかったものと推測され、厚生年金保険に加入していなかった可能性が高い。」と回答している。

さらに、オンライン記録から、A社で昭和31年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年5月5日に資格を喪失していることが確認できる従業員のうち一人は、「自分は、A社で半年程度勤務したが、そのうち5か月間は見習いとして勤務しており、自分が同社の正社員として勤務したのは1か月間程度であった。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、A社は、申立期間②当時、雇用する従業員については、その従業員が正社員でない場合は、厚生年金保険の加入対象者として取り扱っていなかったことがうかがえる。

3 申立期間③について、申立人は、「A社E作業所で勤務した後、再び、同社B班で勤務した。」と申し立てているものの、「申立人のことを知っている。」と証言した上記従業員は、「申立人がA社に入社した後、再度、B班に勤務したことは知らない。」と証言している上、C社は、「申立期間当時、当社は、A社B班という名称だったことは間違いないが、申立人が勤務したかどうかは不明である。」と回答しており、他に、申立人のA社B班における勤務を証言する従業員は見当たらないことから、申立人が申立期間③当時、当該事業所に勤務したことは確認できない。

また、申立期間①と同様、オンライン記録において、A社B班という名称の厚生年金保険適用事業所は確認できず、C社についても、昭和40年1月4日に、厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、申立期間①と同様、上記従業員は、「A社B班は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったので、自分も当該事業所における厚生年金保険の加入記録が無い。申立人も記録が無いはずである。」と証言している。

4 このほか、申立人のいずれの申立期間についても厚生年金保険料の控除

について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年4月1日から同年11月1日まで

年金裁定請求を行った際、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が確認できなかったため、社会保険事務所（当時）で調査してもらったが、申立期間は厚生年金保険被保険者期間として認められなかった。

今回「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、やはり、申立期間は厚生年金保険被保険者期間となっていなかった。

申立期間中、確かにA事業所に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立期間当時、A事業所において厚生年金保険に加入していたことが確認できる複数の同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A事業所は既に廃業している上、当時の事業主は亡くなっており、事業主の息子は、「保管している当時の人事資料の中に、申立人の記録は無い。」と回答していることから、申立人の当該事業所での勤務状況及び厚生年金保険料の控除の状況について確認することができない。

また、当時の事業主の息子は、「申立期間当時、試用期間は、人によって長さが異なっていた。半年とか1年程度の短期間しか勤められない人は、厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」と回答しているところ、申立人は、「事業主の了解を得て、大学進学のため夜間の予備校に通っていた。大学進学のため、昭和29年11月1日に当該事業所を退職した。」としており、その勤務期間は短期間であったことがうかがえることから、当該事業所は、申立人を厚生年金保険の加入対象者として取り扱っていなかったことが推認できる。

加えて、申立人は申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 10 月 1 日から 19 年 10 月 1 日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていなかったため、社会保険事務所（当時）に照会したところ、やはり申立期間の記録が無い旨の回答を受けた。

A社には、平成 18 年 6 月から 19 年 9 月末まで勤務し、同社勤務期間中は、厚生年金保険に加入していたはずなので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成 18 年 6 月から 19 年 9 月末まで、A社に勤務し、B社C工場に派遣されていた。」と申し立てているが、B社C工場は、「申立人は、平成 18 年 1 月 27 日から同年 9 月 16 日まで勤務していた。」と回答している上、雇用保険の記録から、申立人は、平成 18 年 2 月 1 日から同年 9 月 15 日まで、A社において勤務していることが確認できるが、申立人が、申立期間中も引き続き、同社に勤務していたことは確認できない。

また、A社から提出された平成 18 年度賃金台帳において、申立人に対しては、申立期間に係る給与が支払われたことが確認できない。

さらに、A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書において、申立人が平成 18 年 10 月 1 日に、同社における厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる。

加えて、オンライン記録から、申立人は、申立期間のすべてにおいて国民年金に加入し、申立期間中は国民年金保険料を法定免除されていることが確認できることから、申立人が申立期間中、厚生年金保険に加入していたとは考え難

い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 4 年 4 月 1 日から同年 7 月 31 日まで
② 平成 5 年 1 月 8 日から同年 2 月 4 日まで
③ 平成 5 年 2 月 12 日から同年 3 月 31 日まで
④ 平成 9 年 5 月 14 日から同年 6 月 13 日まで
⑤ 平成 9 年 6 月 27 日から同年 7 月 24 日まで
⑥ 平成 11 年 1 月 8 日から同年 3 月 24 日まで
⑦ 平成 11 年 9 月 1 日から同年 10 月 18 日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A 県の B 町（現在は、C 市）及び D 町（現在は、C 市）の小学校で臨時職員として勤務した期間のうち、厚生年金保険被保険者期間となっていない期間があることが分かったので、社会保険事務所（当時）に照会したが、やはり、いずれの期間も厚生年金保険被保険者期間となっていなかった。

平成 4 年 4 月 1 日から、B 町立 E 小学校（当時）に約 1 年間勤務した。2 学期に勤務した期間は、厚生年金保険被保険者期間となっているのに、1 学期と 3 学期に勤務した期間はいずれも、被保険者期間となっていない。

また、D 町立 F 小学校（当時）で、平成 9 年 5 月 14 日以降、約 2 年 6 か月の間に 7 回の短期間の勤務を繰り返した。このときも、厚生年金保険被保険者期間である期間とそうでない期間がある。

調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立人の履歴書から、申立人が、申立期間①、②及び③においては、A 県教育庁 G 教育事務所管内の B 町立 E 小学校に、申立期間④、⑤、⑥及び⑦においては、同事務所管内の D 町立 F 小学校に、それぞれ勤務し

ていたことが確認できる。

しかしながら、A県教育庁G教育事務所は、いずれの申立期間についても、「関係資料が現存しないため、給与から保険料を控除したかどうかや申立どおりの届出を行ったかどうかについては不明である。」と回答している。

また、A県市町村立学校臨時職員取扱規程第19条では、「臨時職員については、法令の定めるところにより、健康保険、厚生年金保険等に参加させるものとする。ただし、これに代わる保険の被保険者又は被保険者の扶養親族である場合はこの限りでない。」と規定しているところ、オンライン記録から、申立人は、いずれの申立期間においてもその夫の被扶養者であることが確認できる上、申立人は、「申立期間中の健康保険証は、夫のものであったと記憶している。」としている。

さらに、オンライン記録から、申立人はいずれの申立期間も含む、昭和61年4月1日から平成4年9月1日までの期間、同年12月23日から9年10月9日までの期間、10年11月3日から11年4月1日までの期間及び同年7月31日から同年11月12日までの期間は、国民年金の第3号被保険者であることが確認でき、申立人がいずれの申立期間においても、厚生年金保険に参加していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。